「日本版IRA」(個人型年金積立金非課税制度) 導入の提言

中央大学法科大学院教授 森信 茂樹 NTTデータ経営研究所マネージャー 河本 敏夫

【要約】

現行の公的年金や企業年金はさまざまな問題を抱えている。とりわけ、企業年金と確定拠出型年金(3階部分)の税制は、課税の公平性・中立性の問題があり、このままで拡充させていくことには課税当局の強い抵抗が予想される。そこで、国(公的年金)や企業(企業年金)からはなれて、自助努力で資産形成すること(個人年金)を税制面から支援する、個人型年金積立金非課税制度(日本版IRA)を、米国のIRA(個人退職年金制度)を参考に導入する。年間120万円という拠出限度額を設け、税引き後の所得から拠出し、一定年齢(60歳)以降に引き出す場合には、運用益を含めて非課税とする制度である。預貯金、株式、株式投資信託等幅広い投資を認め、金融所得一体課税と連動させて運用する。企業倒産による影響やポータビリティの問題も生ぜず、正規雇用と非正規雇用間の雇用形態の不公平、さらには世代間の不公平の問題の是正がはかれる。

1. わが国の年金を取り巻く状況

(1) 少子高齢化と公的年金制度

少子高齢化は着実に進展し、そのピークは2050年とも2060年とも言われている。1950年には12人の現役世代で1人の高齢者を支えた経済が、70年には10人で1人になり、94年には5人で1人、2000年には4人で1人、20年以降はほぼマンツーマンで支えることになると予測されている。一方で、公的年金にはマクロ経済スライドの導入により給付額の減額が予定されており、状況により所得代替率は50%を大きく下回るともいわれている。

このような数字をみると、賦課制度をとる公的 年金制度は、いかに持続可能性が低いかが分か る。これに対して民主党政権では、年金一元化 等の改革を公約に掲げているが、財政負担の議 論は進まずに停滞している。

諸外国をみると、欧州では、私的年金制度を 拡充することによって、公的年金の財政負担の軽 減を図るという動きが顕著である。英国や米国に 導入されている個人年金については後述するが、 ドイツでは2001年に、公的年金改革に伴う給付 削減の代償として個人年金積み立てに対する優 遇策であるリースター年金が導入された。

(2)企業年金を取り巻く状況の変化

わが国では公的年金を補うものとして、平成13年に確定拠出年金制度が創設された。企業年金型と個人年金型の2つに分かれ、後者は、自営業者と企業の従業員(ただし、厚生年金基金や企業年金の対象者は除く)を対象とし、サラリーマンの主婦や公務員は制度の対象外とした。その後、企業年金の通算措置、ポータビリティの改善等が行われるなど拡充の方向で見直しが進み、平成21年度改正で、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げが行われた。さらに、企業型年金において、掛金拠出限度額の範囲で、事業主の拠出額と同額まで加入者が掛金を拠出(い

わゆるマッチング拠出)できることを認め、その拠 出額の全額を所得控除(小規模企業共済等掛 金控除)の対象とする改正が予定されている。以 下本稿では、企業年金等と確定拠出年金に関す る部分を3階部分と総称して記述する。1階部分 である基礎年金、2階部分である厚生年金・共 済年金等と区分するためである。

3階部分については少しずつ充実されてきたものの、少子高齢化の進展、雇用の流動化、経済運営環境の低迷等により、企業年金の積立不足の問題、受給権保護やポータビリティの確保等の問題が指摘されており、以下のような問題が生じている。

第1に、十分性・確実性の問題である。リーマンショック後の株価下落等を受けて年金資産が減少し、将来の老後の生活を保障するための積立不足が生じている。2009年3月期末の主要上場企業の積立不足額は、13兆円を超えるとの新聞報道がある(日本経済新聞09年7月15日1面)。企業年金基金の積み立て不足は企業経営を圧迫するだけでなく、破綻した場合の支払保証制度が十分に機能していない(中小企業による企業年金連合会への拠出額の不足)ことから、将来の年金支払いの確実性に大きな問題を投げかけている。

第2に、利便性の観点、具体的には企業倒産の場合の積立金の取扱いや、転職・退職時の年金原資の移管(ポータビリティ)の問題である。企業単位で管理している制度と個人単位で管理している制度が混在しているため、制度間の移管(ポータビリティ)が限定的となっており、雇用環境の変化への対応が十分でない。

また、受給権付与の要件が厳しいことも指摘されている。70%以上の企業年金で、加入年数15年以上が要件となっており、早期に転職・退職した場合は一時金しか受給できない。

さらに、8割の企業が年金原資の通算制度を 有していないと言われており、企業間の通算制度 が不十分であることも問題である。転職先に移管可能な制度がない場合、国民年金基金に自動移管されてしまうが、移管後は追加の積立ができなくなる(運用は続けられるが、拠出はできない「運用指図者」になってしまう)点や、移管手数料と管理手数料が発生し、手数料分だけ資産が目減りしてしまうという問題も生じている(自動移管者は2010年3月で22万人)。また、米国では70.5歳まで加入可能だが、日本は60歳までとなっており、60歳以降も収入がある人が拠出できない、という問題もある。

第3に、企業間、ひいては雇用者間の公平性の問題である。企業年金・確定拠出年金(3階部分)においては、大企業と中小・零細企業の従業員との間等で実施する制度が異なり加入対象者が限定されていたり、税制優遇もまちまちで、不公平が生じている。複数の年金制度を実施している事業主がいる一方で、3階部分の年金制度を実施できない中小・零細の事業主もいる。とりわけ確定拠出年金には、公務員等そもそも制度の対象とされない者が存在し、職業間の不公平が生じている。また複数の年金制度の所管省庁が縦割り行政の下で分散しばらばらに設計・分立しているため、制度によって税制上の取扱いが異なっているという不公平が存在している。

(3) 問題は企業年金・確定拠出年金の税制

このように、現行の3階部分は、毎年徐々に改善されてはいるものの、未ださまざまな問題を抱えており、根本的・抜本的な解決にむけての議論はされていない。その最大の理由は、企業年金等3階部分に適用される税制にある。わが国3階部分の税制は、これから述べるように、米国等の企業年金に適用される税制と比べて、さらには年金税制の在り方として、公平性・中立性に大きな問題のあるものになっており、この状況を維持している限り、3階部分の年金の商品設計に対する縛り・制約は続かざるを得ず、十分性・確実性、

利便性、公平性の3つの点の改善を図る上で限 界があるのである。

2.で詳細に述べるが、年金税制は、年金の拠 出(積立て)、運用、給付という3つの段階にお いて考える必要があり、わが国の1階・2階の公 的年金や3階の企業年金・確定拠出年金等に適 用される税制は、拠出時非課税 (Exempt)・運 用時非課税(E)(本来の課税が凍結されてい る)・引き出し時事実上非課税 (E) となっている (これをEEE型と称す)。一方、米国の公的年金・ 企業年金税制は、基本的に拠出時課税 (Taxed)・ 運用時非課税 (E)・給付時非課税 (E) のTEE 型が採られている。ただし、企業年金のうちの 401kは、拠出時·運用時非課税、給付時課税 のEET型となっている。いずれにしても、拠出か 給付のどちらかの時点では課税がされている。先 進諸国の年金税制を見ても、様々な優遇はあるも のの、拠出・運用・給付いずれの段階でも非課 税にしているものはなく、基本的には受給までの 課税繰り延べという哲学で設計されている。この ような状況下で、わが国課税当局は、現行税制 のまま3階部分の商品を拡充していくことに、課 税の公平性の観点から大きな危惧を持っている、 ということである。

したがって、今後のわが国の年金制度の十分 性・確実性、利便性、公平性を拡充していくため には、3階部分の現行税制を改め、米国型のよ うにEET型かTEE型かのどちらかにしつつ商品性 を改善することが考えられる。野村資本市場研究 所の野村亜紀子氏は、わが国確定拠出年金の 抜本的な制度改正に向けた提言をされている。ま た、立命館大学の宮本十至子氏は、公的年金 等控除の見直しを主張されている。

しかし、すでにEEE型で実施され既得権益化 している3階部分の税制を変えることは、加入者 からの大きな抵抗が予想され、現実には簡単で はない。そこで筆者は、新たにTEE型の個人年 金商品を創設することにより、現行3階部分の課 題を乗り越えていくという方法を考えた次第である。

2. 年金税制について

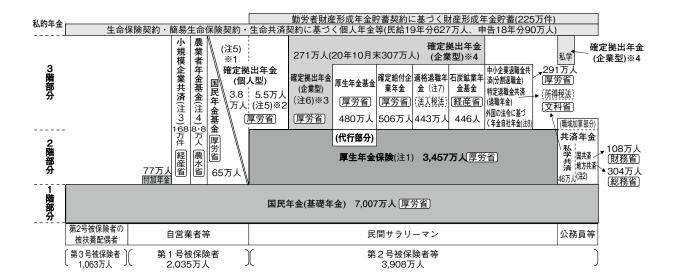
わが国の年金税制を整理すると次の通りである。 公的年金、企業年金(厚生年金基金)ともに、企 業と個人が半分ずつ保険料を負担(拠出)してい るが、拠出段階(入口)で見ると、企業拠出分は 企業の損金に算入されるとともに、個人拠出部分 は、「社会保険料控除」(所得控除)の適用によ り課税されておらず、運用段階では特別法人税 が課せられていたが、99年以降凍結されており、 課税関係は生じない。給付段階(出口)では「公 的年金等控除」(同)が所得控除制度として高水 準に設定されている結果、公的年金・企業年金と もに実質的非課税となっている(図表1 「わが国 の年金税制 |)。

この結果、例えば受給者の年齢が65歳以上 で夫婦世帯の公的年金受給者の場合、課税最 低限は約205万円(この範囲内であれば所得税 は非課税)と、現役で同じ夫婦2人世帯の課税 最低限である約157万円と比べて高い水準となっ ており、同じ所得にもかかわらず、現役世代と高 齢世代との間で税負担が異なるといった、世代間 の不公平の問題を惹起している。

一方米国の年金税制は、個人が拠出する段階 (入口)では、公的年金、企業年金ともに社会保 険料控除という制度はなく、課税後所得から保 険料を支払うことになっている。但し、企業年金 のうち401kプランにのっとった拠出については、 所得控除が認められ、運用段階でも非課税と なっている。給付段階(出口)では、公的年金に ついては、所得に応じた給付金の所得算入割合 が決められている結果、わが国同様実質的に非 課税となっているが、401kについては課税される。 いずれにしても、入り口か出口かで課税が行われ ている。

諸外国の年金税制を比べたのが図表2である。

[図表1] 現行制度のイメージ



- (注1) 厚生年金保険のほか、①国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律34号)第5条(船員保険法の一部改正)の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく年金、②厚生年金保険法附則28条(指定共済組合の組合員)に規定する共済組合が支給する年金がある。
- (注2) 共済年金のほか、①恩給、②旧令による共済組合等から年金受給者のための特別措置法 (昭和25年法律256号) 第3条1項 (旧陸軍共済組合及び共済協会の権利承継)、第4条1項 (外地関係共済組合に係る年金の支給) 又は第7条の2第1項 (旧共済組合員に対する年金の支給) の規定に基づく年金、③厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 (平成13年法律101号) 附則の規定又は同法1条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく年金、④地方公務員等共済組合法第11章の規定に基づく地方議会議員の年金等がある。
- (注3)小規模企業共済制度の加入者は、小規模の個人事業主及び小規模会社や中小企業団体の役員である。
- (注4)旧農業者年金基金法に基づく農業者老齢年金を含む。
- (注5) 国民年金基金の加入者は、個人型の確定拠出年金に加入できる。また、厚生年金保険の適用事業所の事業主が、確定給付型企業年金も企業型の確定拠出年金も実施していない場合には、その事業所の使用される従業員は個人型の確定拠出年金に加入できる。
- (注6)中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度等を実施している厚生年金保険の適用事業所の事業主は、企業型の確定拠出 年金を実施することができる。
- (注7)適格退職年金は、平成14年3月31日をもって廃止されている。ただし、既存の適格退職年金契約については、平成24年3月31日までに限り、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金及び中小企業退職金共済制度へ移行することができる。
- (注8) 自社年金は、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金である。
- (注9)確定拠出年金の拠出額は、個人型の確定拠出年金にあっては、国民年金基金の場合(※1)の加入者の拠出額は月額68,000円(年額816,000円)から国民年金基金の掛金等を控除した額、確定給付型企業年金も企業型の確定拠出年金も実施していない場合(※2)の加入者の拠出額は月額18,000円(年額216,000円)[21年度改正案:月額23,000円(年額276,000円)]であり、企業型の確定拠出年金にあっては、確定給付型企業年金を実施していない場合(※3)の事業主の拠出額は月額46,000円(年額552,000円)[21年度改正案:月額51,000円(年額612,000円)]、確定給付型企業年金を実施している場合(※4)の事業主の拠出額は月額23,000円(年額276,000円)[21年度改正案:月額25,500円(年額306,000円)]である。なお、平成22年12月現在、企業型の確定拠出年金において、拠出限度額の範囲内で事業主と同額までの個人拠出(マッチング
 - なお、平成22年12月現在、企業型の確定拠出年金において、拠出限度額の範囲内で事業主と同額までの個人拠出(マッチング 拠出)を認める改正が予定されている。
- (注10) 加入者等の数は、平成20年3月末の数値である。ただし、共済年金は、平成19年3月末の数値である。(企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」(平成20年12月)による。)

(出所)金融税制研究会作成

わが国税制の問題の本質は、公的年金等控除が、本来の公的年金だけでなく、3階部分まで広く適用されている点にある。一方前述のように、平成12年度からの確定拠出年金の導入により、「小規模企業共済等掛け金控除」という所得控除が拡大し、平成21年度税制改正において、その拠出限度額が引き上げられた。さらに、掛

金拠出限度額の範囲で、事業主の拠出額と同額 まで加入者が掛金を拠出(いわゆるマッチング拠 出)を認め、その拠出額の全額を所得控除(小 規模企業共済等掛金控除)の対象とすることが 検討されている。

この年金制度の下では、企業年金を実施する かどうかは事業主の任意であり、複数の年金制 度を実施する事業主がいる一方で、年金制度を 実施できない中小・零細な事業主も存在するので、 従業員間の年金受給額に差が生じるほか、公務 員等そもそもこの制度の対象外となる者が存在す るなど不平等が生じており、税制当局として、そ のような問題の多い企業年金について優遇税制 を適用することは課税の公平性・中立性に反する という意識から、個人型確定拠出年金の商品設 計に大きな制約を課しているのである。

税制当局の見解を代表するものとして、財務省 主税局の所得税係で長年勤務した鳴島安雄氏 の以下の指摘(税大ジャーナル12号、2009年10 月)がある。

「退職後の所得保障に備えるための退職年金と いっても、本人の選択により、退職一時金として

その全額又は一部の支給を受けることも可能と なっていることから、税制上有利となるかどうかを 勘案して年金又は退職一時金を選択して、公的 年金等控除と退職所得控除の双方を適用してい る実態がある。このように支給実態に影響を与え ているような税制は、中立性を阻害しており、そ のあり方を見直しする必要がある。

更に、平成21年度税制改正案では、確定拠 出年金について、掛金の拠出限度額が引き上げ られたうえ、従業員のマッチング拠出(全額所得 控除) が認められることとされている」。確定拠出 年金制度が、高齢期の所得保障を目的とするも のであるとしても、今回の改正のように全額所得 控除を受けた資金を従業員自ら拠出して、これを 自らが運用して得た年金資産は、拠出時に税制

「図表21 先)	隹国の年金税制」	北較
----------	----------	----

	米国 (※1)			日本 (※2)			イギリス (※2)	ドイツ (※2)	フランス (※2)	
	公的 年金	401k	通常型 IRA	ロス IRA	公的 年金	日本版 401k	その他の 企業年金 (※3)	公的 年金	公的 年金	公的 年金
課税方式	TEE	EET	EET	TEE	EEE	EEE	EEE	TET	EET	EET
積立時	課税	非課税	非課税	課税	非課税	非課税	非課税	課税	非課税 (※5)	非課税
運用時	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	非課税 (※4)	課税	課税	非課税	非課税	非課税	非課税	課税	課税 (※6)	課税 (※7)

- (※1)事業主負担分については、事業主において損金算入(限度あり)
- (※2)事業主負担分については、事業主において全額損金算入
- (※3)厚生年金基金、確定給付企業年金など
- (※4)公的年金の一部 (50%)は、原則として総所得に算入される。ただし、当該公的年金及びそれ以外の所得を勘案して税法に定め られた暫定所得 (provisional income) が一定水準未満の場合は、公的年金は総所得に算入されず、また暫定所得が一定水準 以上の場合は、総所得に算入される公的年金は増額される(最大85%)。
- (※5)年金保険料及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、 限度額あり) 又は概算控除が認められる (ただし、概算控除は給与所得者の源泉徴収段階のみ適用)。
- (※6)受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割 合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇)。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併 せて、年102ユーロ (約1.4万円) の控除が認められる。
- (※7)年金額に対する10%の控除(最低控除額368ユーロ〔約4.9万円〕、控除限度額3,606ユーロ〔約48.0万円〕)が認められる。
- (備考)邦貨換算レートは、1ユーロ=133円 (裁定外国為替相場:平成21年 〔2009年〕 11月中における実勢相場の平均値)。
- (出所) 財務省資料をもとに筆者作成

¹マッチング拠出を認める改正案は、平成22年通常国会で「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得確保を支援するための国民年金法等 の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)に盛り込まれたが廃案、平成22年臨時国会にも同内容の法案が提出されたが成立しなかった。

優遇等の恩典を受けた貯蓄(高所得者ほど有利な所得控除による税制という一種の金利を上乗せした優遇貯蓄)であると言わざるを得ず、私的年金更には他の貯蓄商品と差別化することが一層困難であり、個人の資産形成手段に対する中立性の観点から、課税のバランスを確保する必要がある。|

その上で、以下のような具体的見解を示している。「このように企業年金等の3階部分の年金制度においては、社会経済情勢等を背景に、各年金制度において縦割り的に様々な制度改正が行われ、これに対応して税制上の措置についても他の制度とのバランス等を踏まえ改正が行われてきたところであるが、徐々に年金制度間のバランスが崩れ、年金(退職金)制度の体系が大きく変化している状況の中で、縦割り的な各年金制度から支給される年金たる給付(分割払い給付)や一時金給付が、公的年金等控除や退職所得控除の対象とされていることが、果たして適切な課税が確保されているといえるのかどうか検討する必要があると考える。」

このように、わが国の年金税制は、「企業年金等の3階部分の年金制度間における整合性や私的年金を含めた国民の資産形成への中立性の観点等を検討せず、統一した理念のないまま、縦割り的にその時々の政策要請に基づいてパッチワーク的に講じられるものと言わざるを得ない」わけで、このことが、企業年金制度の商品設計に対する制約が生じる根本原因となっている。

そこで、3階部分の年金という枠を離れ、公的年金の水準の現状や企業年金制度間のバランスにも配意しつつ、企業年金等を実施できる事業主と実施できない事業主それぞれに雇用される従業員間の公平を確保し、個人の資産形成手段としての貯蓄商品等に対する中立性を確保する等の観点から、新たに老後の資産形成に向けた自助努力を支援する国民共通の制度として、「個人が課税済みの所得を積み立て、その積立金から

生ずる利子・配当・差益等を非課税とし高齢期 において定期に一定額を受け取ることができる」新 たな年金制度を導入することが意味を持つことに なる。

3. 米国IRAの概要

わが国が個人型確定拠出年金を導入するに当たって参照したのは、米国で導入されているIRA (Individual Retirement Account:個人退職勘定・個人退職年金制度)である。この制度は、企業年金を補完する形で導入された個人型の年金制度で、拠出時非課税、運用時非課税、引き出し時課税(EET型)の通常型IRAと、税引き後所得から拠出し、引き出し時に非課税となるTEE型のRoth IRAの2つがある。また、中小企業向け職域プランのSEP、従業員100名以下の企業と従業員のためのSIMPLE IRAなど、多様化が進んでおり、就業状態や勤務先の年金制度等にかかわらず加入することができるため、真の意味でポータビリティが確保されている。

IRAは、現在米国の全世帯の4割程度に浸透しており、公的年金や企業年金を補完する制度として機能している。米国の投資信託協会(ICI)のレポートによると、2010年3月時点で、通常型IRAは、3,480万世帯、Roth IRAは1,770万世帯が保有している。職域版のSEPやSIMPLEIRAも含めると、いずれかのIRAを保有しているのは4,610万世帯に上る。これは、米国の全世帯の実に39.3%を占める。

資産残高も、401kプランを上回り、4兆ドルを超えており(2010年3月時点で、4.3兆ドル)、公的年金に次ぐ資産形成手段としての地位を確立しつつある。ちなみに、残高のうち、通常型IRAが86.0%、Roth IRAが7.6%である。

米連邦準備制度理事会 (FRB) によれば、 IRAへの資金フローは2009年まで一貫してプラス で推移してきており、IRAの登場により、金融市 場が活性化していることがうかがわれる。また、IRAの資産配分は、かつては銀行預金が中心的だったが、80~90年代を通じて、預金から投信及び投信以外の証券へシフトしていった。IRAは、一般の米国人が、預金者から投資家にシフトする1つの契機となったとも言われている。

また、IRAは、401k等の年金制度の欠点を補完する役割が大きい。日本証券経済研究所の杉田浩治氏のレポートによると、元々、IRAの役割は、①企業年金等でカバーされない自営業者あるいは小規模用者等に対して税の恩典のある退職貯蓄口座を提供すること、②401k等の口座を持っていた人が転職または退職した場合に、それまでに積み立てた口座資産を引き続き保持できるようにするための受け皿(振替)を提供することであった。②の機能があることによって、IRAの拠出金のほとんどが、他の制度(401k等)の口座からの資産移換(ロールオーバー)である。2001年の場合、ロールオーバーが1,871億ドル、新規拠出は98億ドルとなっており、近年資金流入のうちロールオーバーの占める割合は上昇している。

4. カナダ、英国の個人年金と税制

カナダや英国でも、企業年金を補完するような 個人年金制度がある。

カナダの年金システムは、日本と同じで3階構造になっており、日本の国民年金に相当するOAS (Old Age Security program)、厚生年金に相当するCPP (Canada Pension Plan)、個人年金に相当するRRSP (Registered Retirement Savings Plan)がある。RRSPは、拠出時・運用時非課税、給付時課税のEET型の退職積立貯金で、企業年金と個人年金を一体として拠出限度額を設定した年金制度である。具体的には、71歳まで、年間2万カナダドル(170万円)まで積み立てを行うことができるが、拠出限度額のうち企業が拠出した分を除いた残りの部分について、

個人が非課税で拠出できる。また、使用しきれなかった拠出限度額を翌年に繰越すことが可能である。

英国の年金は、公的年金(基礎年金+付加年 金)、企業年金、個人年金で構成されている。こ のうち個人年金は、適格個人年金 (Appropriate Personal Pension, APP) と言い、拠出時・運用 時非課税、給付時課税のEET型となっており、 退職時に積立金の25%までは非課税で一時金と して受け取ることを認めている。2006年度から、老 齢所得安定化のために既存の複数の税制を企業 年金・個人年金を含めた新たな年金制度に一本化 が行われた。具体的には、事業主負担分を含め た税制優遇適用の生涯退職貯蓄上限額 (lifetime allowance: 2006年度150万ポンド) と、 税制優遇適用の単年度上限額(2006年度年間 21.5万ポンド)を設定し、この枠内で、個人による 税制優遇適用となる年金への年間拠出限度額(年 間3,600ポンド)を設定するものである。

また、2012年からは、確定拠出型企業年金や個人年金等の適用除外制度が廃止されたうえに、国民の自助努力による新たな個人年金勘定 (personal account)の導入を柱とした新年金制度「NPSS (national pension savings scheme)」が導入される予定である。NPSSは、被用者が自動的に加入させられ、税引後給与の8%を毎月拠出するTEE型の制度である。

5. 個人型年金積立金非課税制度 (日本版IRA)の提言

(1)制度の概要

公的年金・企業年金を補完し、自助努力で老 後の資産形成を形成するため、個人単位の年金 積立金非課税制度(日本版IRA)の創設を提言 したい。20歳以上65歳未満の者をすべて対象と する制度である。

具体的内容は、「特定口座への拠出額に一定

の制限を設けたうえで (例えば、年間120万円) で、 税引き後所得を拠出し、60歳以降に引き出す場合には、運用益を含めて非課税とする。口座に受け入れて運用対象とする金融商品の範囲については、国民の資産形成にあたり金融商品間の中立性を担保する観点から、預貯金、株式、公社債、株式投資信託、公社債投資信託、外貨預金など一般的な金融商品を幅広く含める。」というものである。

本制度は、国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援する制度であり、老後の生活不安の解消に資する。個人単位で資産を管理するため、企業倒産による影響やポータビリティの問題は発生し

ない。

現在、企業型確定拠出年金で自動移管が適用された場合の資産の行き先となっている国民年金基金連合会に代わって、本制度を自動移管の受け皿とすることで、資産の塩漬け状態を避けることも考えられる。さらに、20歳以上65歳未満の個人を対象とした制度であるため、企業間や世代内の不公平の問題は発生せず、雇用形態の多様化(正規・非正規等)にも対応しやすい。

また、老後の生活に必要な資産形成を支援する税制としての位置づけを明確化するため、適用要件を設ける。預入した積立金の管理・運用を一定期間(例えば、5年)以上行わなければならない。ただし、引退ま近の一時積み立ては認め

[図表3]	日本版IRA	(個人型年金積立金)	「は課税制度)の概要
-------	--------	------------	------------

項目	内容
目的	・国民が国や企業に依存せず、自助努力で資産形成することを税制面から支援。 ・個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消。 ・企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化(正規・非正規)にも対応。 ・国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置。
適用対象者	・国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上65歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一 律に適用。
運用方法・ 対象商品	・金融機関に専用の口座を開設。 ・金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする。
適用要件	・5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み。 ・上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施(医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く)。
課税方法	・拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型(Tは課税、Eは非課税)。 ・個人年金勘定において拠出をした金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税。
拠出限度額	・年間120万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能。
導入時期	・金融機関等におけるシステム開発期間を鑑みて、2012年以降を目途。
課題	・現行の3階部分の個人単位の年金制度と新制度の関係整理。 ・現行の3階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的かつ現実的な工程表の作成。 ・年金原資を現在価値で新制度に移管できる仕組み等資産移行を円滑に進める方法の検討。 ・拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要。

(出所) 金融税制研究会 平成22年8月金融庁金融税制調査会 森信提出資料

ることが望ましい。一定の年齢(60歳)に達するま で払い出しを認めない。一時金ではなく5年又は 10年以上の期間にわたって定期に払い出しを行う か、終身年金方式を選択できるようにする。上記 の要件に違反して払い出した場合は、その払い出 しをした日以前一定期間(例えば、5年間)に生 じた利子等に対して遡及課税を行う。

このような制度の導入は、これまでの政府の方 針とも整合的である。旧政府税制調査会は、金 融所得課税の更なる一体化の推進、老後の資産 形成に向けた自助努力の支援、社会保障を補完 する自助努力の支援という方向性の下で、企業年 金、確定拠出年金等の抜本的な見直しを検討す ることを検討課題としてきた。将来的には、現行 の複雑に分立した企業年金・私的年金の諸制度 を整理・統合する方向での制度設計を行うことも 考えられる。

(2) 税制支援の在り方—EETかTEEか

これまで述べてきたように、諸外国の年金税制 には、拠出時・運用時非課税、給付時課税の EET型と、拠出時課税、運用時・給付時非課 税のTEE型の2種類の課税方法がある。EET型 とTEE型の実質的な経済的価値 (納税額及び税 引き後資産残高)は、適用税率が同じであれば 同値である。

TEE型のメリットは以下のとおりである。第1に、 基本的に貯蓄に対する税制として、簡素で明瞭 である。第2に、受け取った税引き後所得の中か ら拠出するため、拠出額をコントロールしやすい。 第3に、制度導入時の財政負担が軽くなるため、 我が国の財政状況を考えると、魅力的な選択肢

これに対しEET型は、将来年金を受け取る際 には、基本的に勤労所得がなく、適用税率が低 いので、積立時の税制優遇である所得控除の方 が優れているということがあるが、新たな所得控 除を設けることは、税制当局の理解を得にくく、ま た、所得控除は高所得者ほど有利になるので、 高所得者優遇と非難されるという問題がある。さ らには、給付時にも非課税にする(たとえば公的 年金等控除の適用を拡大する)という圧力にさら されがちであるという問題がある。

そこで、新たな個人型年金積立金非課税制度 を導入するには、TEE型の課税方式 (拠出時課 税、運用・給付時非課税)とすることが望ましい。 かつて、マル優という、1億3,000万人の全国民 (赤ん坊から老人まで)を対象にした貯蓄優遇税 制が存在し、限度額管理が適正ではなく不公平 ではないかといった批判があったが、日本版IRA は、20歳から65歳までを対象に、将来の老後の 所得保障に備えるための制度として、5年以上預 け入れし、かつ、60歳以降払い出すことを要件と する年金型の貯蓄制度であり、その趣旨からして マル優制度とは異なるものである。

6. 最後に -早期導入に向けて

このような年金制度を導入するに当たっては、 老後の安定的な生活の確保のために、個人が自 助努力で貯蓄を行う貯蓄促進の観点だけでなく、 それをいかに効率的に投資・運用して、豊かな老 後を迎えていくかという視点が重要である。

具体的には、個人金融資産の活用という観点 から、金融所得一体課税というコンセプトの中で 設計していく必要がある。つまり、配当所得や利 子所得と株式譲渡損を相互に通算できるような税 制改正を同時に進めていくことである。そのため には、現在上場株式の配当と譲渡所得に適用さ れている10%という優遇税率を廃止し、本則の 20%に統一する必要がある。また、日本版IRAを、 既存の特定口座の中に別管理する勘定を設ける 形で創設するということになれば、銀証分離の下 で個人は複数の金融機関に口座が分散せざるを 得ないので、金融機関を跨いで限度額管理をす

るには、番号制度の導入と、「金融所得確認システム²」を活用した仕組みが必要である。

なお、このような制度の創設に当たっての財源計算(減収額)であるが、課税済の積み立てであり、当年度ベースでは減収額は生じない。平年度ベースでは、この制度利用拡大により減収額が生じるが、より減収額の大きい確定拠出年金・個人拠出からの移行も考えられ、減収額に目くじらを立てる必要はないだろう。つまり、財源の不要な経済対策として、本制度をとらえることもできるのである。導入のタイミングとしては、日本版ISAの時限の切れる3年後を目途とすることが考えられる。

約1,500兆円といわれるわが国個人金融資産を 活性化するという視点も含めての骨太で恒久的な 税制を構築してもらいたい。

<参考文献>

- 1) 森信茂樹・金融税制研究会著「金融所得一体課税 の推進と日本版IRAの提案」金融財政事情研究会
- 2) 野村亜紀子「米英の個人向け資産形成支援スキーム」 2007年9月26日、「個人型確定拠出年金の課題 -米国IRAの発展からの示唆」2006年、「わが国確定拠出年金の抜本的な制度改正に向けた提言」 2009年、等一連の野村資本市場研究所レポート
- 3) 宮本十至子 「年金と課税方式について」(税大ジャーナル 15号)
- 4) 杉田浩治 (日本証券経済研究所)「米国の貯蓄率の 低下と退職貯蓄市場」2006年8月4日
- 5) 米国投資信託協会 (Investment Company Institute, ICI) "The IRA Investor Profile 2007-2008" 及び ホームページ公開情報
- 6) 高橋正国「イギリスの私的年金税制 税制の簡素化 への動き | 2005年 ニッセイ基礎研REPORT
- 7) 小松原章/中嶋邦夫 「英国年金制度改革の動向と 保険業界の対応」2006年 ニッセイ基礎研REPORT

<執筆者プロフィール>

森信茂樹

中央大学法科大学院教授、東京財団上席研究員、ジャパン・タックス・インスティチュート所長。法学博士。1973年京都大学法卒業後大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京税関長、財務総合政策研究所長を最後に2006年退官。2004年プリンストン大学で教鞭をとる。コロンビアロースクール客員研究員。著書に、「日本の税制 どこが問題か」(岩波書店)、「日本が生まれ変わる税制改革」(中公新書)等。

河本敏夫

株式会社NTTデータ経営研究所 産業コンサルティング本部 マネージャー。総務省総合通信基盤局、郵政行政局を経て、2006年12月よりNTTデータ経営研究所に入所。企業の戦略立案、新規事業創出支援、公共政策に関わる事業環境分析に携わるとともに、2008年から中央大学森信茂樹教授主催の金融税制・番号制度研究会事務局として金融所得一体課税、日本版IRA、共通番号制度を初めとする金融所得と税に関する政策提言活動に従事。

²金融所得一体課税の推進において導入が必要とされる、既存の特定口座の仕組みを活用して、複数の金融機関の口座を跨いだ損益通算を実質申告不要で行うためのシステムのこと。